

1. 論文の構成

本論文の構成は、次のとおりである。

序章 問題意識と論文の構成

1. 問題意識
2. 本論文の構成

第Ⅰ部 理論的枠組みの構築

第1章 財務諸表の信頼性 ―その意味の多義性―

1. はじめに
2. 監査において用いられる「信頼性」という用語
3. 会計における財務諸表の特質と信頼性の位置づけ
4. 財務諸表監査が保証する財務諸表の質
5. むすび

第2章 監査意見の意味 ―「真実かつ公正な概観」概念を中心として―

1. はじめに
2. 監査意見の意味を考えることの重要性
3. TFVの本質
4. TFVの具体的内容をめぐる諸議論
5. Argyll Foods事件とTFV
6. 創造的会計・実質優先志向とTFV
7. むすび

第3章 財務諸表監査による目的適合性と信頼性の保証

1. はじめに
2. 目的適合性を含めて考えることの正当性
3. 財務諸表監査による目的適合性および信頼性の保証の意味
4. 財務諸表監査による目的適合性および信頼性の保証に伴う問題
5. 監査人の判断基準としての会計基準と監査人の判断
6. むすび

第Ⅱ部 イギリス監査制度の分析

第4章 監査人の位置づけと役割

1. はじめに
2. 会社法にみるアカウンタビリティの具体的内容
3. 会社法における監査人の位置づけ
4. 会社法における監査人の役割
5. むすび

第5章 内部統制の評価と財務諸表の質

1. はじめに
2. 内部統制の定義
3. SAS 300における内部統制の位置づけ
4. SASにおけるリスク・アプローチの構造
5. 内部統制の評価と財務諸表の質との関係
6. 内部統制の評価の位置づけに関する変化の兆し
7. むすび

第6章 不正に関する監査人の役割・責任

1. はじめに
2. SAS 110「不正と誤謬」
3. SAS 120「法および規則の検討」
4. 不正に関する監査人の役割および責任
5. 財務諸表の質との関係
6. むすび

第7章 ゴーイング・コンサーン問題と財務諸表の目的適合性

1. はじめに
2. SAS 130にみるゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の取り扱い
3. SAS 130以前の監査基準の概要とSAS 130との比較

4. ゴーイング・コンサーン問題と財務諸表の質の関係
5. 監査人による財務諸表の目的適合性に対する警報の提供 ー情報提供の論理ー
6. むすび

第Ⅲ部 監査制度の新展開

第8章 財務諸表の質の保証に伴う問題への対処 ー監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与ー

1. はじめに
2. キャドベリー委員会報告書における勧告
3. 1993年のAPBによる指針と1994年のワーキング・グループによる指針
4. 1995年・1996年のAPBによる指針
5. ハンペル委員会報告書と1998年のAPBによる指針
6. 1999年のAPBによる指針
7. 財務諸表の質の保証に伴う問題とそれへの対処
8. むすび

第9章 わが国監査制度の分析

1. はじめに
2. わが国監査制度の現状と問題点
3. 「意見書(公開草案)」の概要
4. 「意見書(公開草案)」に残された課題
5. むすび

2. 論文の目的と問題意識

一般的に、職業専門家たる監査人による財務諸表監査の基本的役割あるいは機能は、企業が公表する財務諸表の質を保証することにより、財務諸表利用者が当該財務諸表によってミスリードされることを防止することであると考えられている。こうした保証は、監査人がさまざまな監査手続を実施した結果として表明される「財務諸表は、財政状態および経営成績を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示している」という監査意見によって行われる。

ここで、財務諸表監査によって保証される「財務諸表の質」とはどのようなものかということが問題となるが、この点についてはこれまで必ずしも明らかにされてこなかった。伝統的には、財務諸表監査は財務諸表の信頼性を保証するといわれてきた。しかし、ここでも財務諸表監査によって保証される財務諸表の信頼性とはいかなる質であるのかということが明確ではない。

さらに、近年の企業活動の急速なグローバル化を背景として、会計および監査の国際化が進んでいる。こうした状況において、職業専門家による監査について、その役割、責任、有効性等さまざまな観点から多くの議論がなされている。その役割だけに限定してみても、財務諸表の質の保証という基本的役割から、内部統制の評価、不正の発見、企業継続性の評価といった新たな役割まで、多様な問題が生起している。しかし、内部統制の評価、不正の発見、企業継続性の評価といった、近年新たに監査人に求められるようになっていく役割が、財務諸表の質の保証という基本的役割とどのような関係にあるのかという点は、未だ十分に説明されていないように思われる。これは、それらの役割のどこまでが財務諸表の質の保証という基本的役割のなかに包摂され、どこからが伝統的な監査人の役割には収まらない役割なのかという問題である。

以上に述べた問題意識から、まず、財務諸表監査が保証する財務諸表の質とはいかなるものかを明らかにする。本論文では、財務諸表監査が保証する財務諸表の質として、今日概念フレームワークにおいて財務諸表の特質として挙げられている意味での目的適合性と信頼性とを措定する。そして、財務諸表監査が目的適合性と信頼性を保証することの意味内容をそれぞれ検討し、それに伴う問題点を明らかにする。これらを通じて、財務諸表の目的適合性と信頼性を保証する財務諸表監査の理論的枠組みを構築する。

さらに、こうして展開した枠組みに、内部統制にかかる監査問題、不正にかかる監査問題、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を当てはめ、これらの問題のうち、財務諸表の質の保証という基本的役割のなかに収斂していく部分と、そのなかには収まらずそれとは別の役割として認識しなければならない部分とを峻別する。そして、財務諸表の質の保証という基本的役割とは別の役割として認識される役割を監査人が果たさなければならない論理を、主として財務諸表の質の保証という基本的役割に内在する問題への対処という観点から議論する。

内部統制にかかる監査問題、不正にかかる監査問題、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を考察する際、具体的には、イギリス監査制度を取り上げ、そこで展開されてきている監査基準を主たる題材とする。これらの監査問題は、アメリカにおいて最も早くに認識され、それらについての議論もアメリカにおいて最も活発であるといっても過言ではないであろうが、それにもかかわらずイギリス監査制度を題材として取り上げる理由としては、次の点が挙げられる。

まず第1に、日本との比較を念頭において考える場合、イギリスの会社法を中心とした監査制度の方がより適当であるためである。周知のとおり、イギリスでは、会計、監査を含めた企業システム全般について会社法において規定されている。もちろん、会計および監査については、会社法とは別に適切な機関によって諸基準が設定されているが、会社法は強制法規であり、その中核を構成していることは確かである。すなわち、イギリスにおける会計および監査に関する制度は、その中核を構成する会社法と、それを補完・充実するものとして設定された会計および監査に関する諸基準によって、その枠組みが設定されているといえるであろう。この点において、わが国との類似性が見出せるのである。

第2に、特にゴーイング・コンサーン問題に関するイギリスの監査基準には、アメリカの監査基準にはみられない規定が存在していることが挙げられる。この点は、本論文での議論、特に財務諸表監査が保証する財務諸表の質に目的適合性を含めて考えようとする議論にとってきわめて重要な意味を有している。その規定と

は、財務諸表の作成に当たって、ゴーイング・コンサーンの前提が成立していないと監査人が判断した場合、ゴーイング・コンサーンの前提に立って作成された財務諸表に対しては否定意見を表明しなければならないとするものである。同様の趣旨の規定が、わが国において2001年6月に企業会計審議会が公表した「監査基準の改訂に関する意見書(公開草案)」(以下、「意見書(公開草案)」)のなかで提案されている。この「意見書(公開草案)」に沿って監査基準の改訂が行われれば、わが国でもこの規定を取り込んだ形でどのように監査理論を構築するかということは問題となろう。これに対する1つの答えを提供するものとして、先行するイギリス監査制度を取り上げることには十分な意味があろう。

第3に、これは第2に挙げた理由と関係しているが、イギリスでは1990年代を通じて、監査実務審議会(Auditing Practices Board; 以下、APB)を中心として監査基準を再編成しようとする大きな動きがあったことが挙げられる。そこでは、監査人の役割、責任といった問題について活発な議論が行われ、その結果として、多くの監査基準が新たに設定された。そこでの問題は、わが国においてもそう遠くないうちに顕在化するものであろうし、すでに顕在化しているものも多くみられる。わが国において、そうした問題に対処する際、イギリスにおける議論を踏まえ、それを1つの手本とすることは、それらを適切かつ迅速に解決する有効な手立てとなろう。

さらに、第4に、イギリスでは、いわゆるコーポレート・ガバナンスとの関係で、新たな役割が監査人に求められるようになっていくことが挙げられる。本論文は、コーポレート・ガバナンス自体について議論することを目的とはしていない。しかし、それとの関係で新たに監査人に求められるようになっていく役割については、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能との関連で重要な意味をもち得る。特に、本論文では、これらの新たな役割を、財務諸表監査による財務諸表の質の保証についての問題に対処する1つの方策として捉えて議論する。

これらの理由から、本論文では、イギリス監査制度を取り上げ、そこで展開されてきている監査基準を主たる題材として、議論を進めていく。

3. 第I部「理論的枠組みの構築」

第I部は、財務諸表の目的適合性と信頼性を保証する財務諸表監査の理論的枠組みを構築することを目的としている。

(1) 第1章「財務諸表の信頼性 — その意味の多義性 —」

一般に、財務諸表監査が保証するのは財務諸表の信頼性であるといわれる。すなわち、財務諸表監査は、財務諸表が制度を通じて社会的に要求される水準の信頼性という特質を備えているという保証を提供していると考えられている。しかしながら、監査人によって実施される監査手続の内容、そこで必要とされる判断、その結果として表明される監査意見についての解釈を検討すると、財務諸表監査が保証する財務諸表の質と、主として会計において論じられている財務諸表の特質の1つとしての信頼性とは必ずしも一致していないように思われる。

本章の目的は、会計において論じられている財務諸表の特質としての信頼性を考察するとともに、財務諸表監査が保証する財務諸表の質について検討することにより、両者が異なっているのかどうか、異なっているとしたらどのように異なっているのかを明らかにすることである。

本章では、いくつかの著名な文献を取り上げて、会計の領域における財務諸表の信頼性について検討するとともに、財務諸表監査が保証する財務諸表の質について考察し、その結果、会計の領域において、財務諸表の特質として挙げられている諸要素、それらの意味および位置づけには大きな変化があり、そのなかにおいて信頼性についても同様の変化がみられることを明らかにした。また、監査が保証する財務諸表の質としての信頼性は、アメリカおよびイギリスにおける現行の概念フレームワークが規定する信頼性を含みながら、それよりも広い内容をもつものであることを示した。

(2) 第2章「監査意見の意味 — 『真実かつ公正な概観』概念を中心として —」

ここでは、職業専門家たる監査人が、財務諸表監査を実施した結果として表明する監査意見を取り上げ、特にイギリスにおいて表明される監査意見のなかにもみられる「真実かつ公正な概観」(a true and fair view; 以下、TFV)を中心として、その本質および具体的内容を検討している。

まず、会社法においてTFVについての定義が存在せず、TFVを示すためにはその他の会社法規定から離脱しなければならないとする離脱規定が存在するという会社法におけるTFVの状態からTFV概念について考察することの必要性を指摘した。

そして、監査意見の意味を考えることの重要性を財務諸表監査の理論的構造の観点から議論し、そこでは本論文が採用する立場についても明らかにした。すなわち、本論文では、財務諸表監査を、財務諸表のTFVに関する命題を独立的な監査命題として認識する監査として捉える立場から議論を進めるが、それは、1つには、イギリス会社法はTFVを最優先規定とするとともに、離脱規定を置いているからであり、もう1つは、後に議論するゴーイング・コンサーン問題に関する監査上の取り扱いが、ここで採用する立場以外の立場からは説明できないためである。

また、本章では、TFVの本質を財務諸表利用者の印象ないし知覚として捉えた。これは、上述した本論文で採用する財務諸表監査の理論的構造とも整合する考え方である。TFVの本質をこのように捉える場合にはTFVの内容を一意的に決定することは不可能であるが、実務において監査人が監査意見を表明するためには、TFVについての社会的合意の内容を探る必要がある。そのため、何をもってTFVとするかというTFVの具体的な内容についての議論を確認した。そこでは、会社法規定準拠性とみる見解、一般に認められた会計原則準拠性とみる見解、法の規定する手続・様式の上位に位置するものとみる見解の3つに分類して検討したが、全体としての合意には至っていないことが示された。

さらに、TFVに関する議論を誘発したArgyll Foods事件について検討することにより、TFVに関する公式の見解のいくつかを確認した。

最後に、1980年代以降問題となってきた創造的会計とTFVの関係を検討した。そこでは、TFVが創造的会計への防御手段と考えられていること、またその根底には、実質優先志向があることを指摘した。実質優先志向は、今日イギリスにおける会計基準のなかにも取り込まれており、その意味においては、TFVの内容の

一部を構成すると考えられる。

(3) 第3章「財務諸表監査による目的適合性と信頼性の保証」

本章では、財務諸表監査が保証する財務諸表の質として、信頼性だけでなく目的適合性も含めた監査立証構造の構築を試みている。まずはじめに、財務諸表監査が保証する財務諸表の質に目的適合性を含めることの正当性を確認し、その後、財務諸表監査が保証する財務諸表の質に目的適合性を含めた場合の立証構造がどのようなものになるのかについて論じている。

監査人は、監査実施過程の出発点において、「財務諸表は、財政状態および経営成績を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態および経営成績のTFVを示している」という言明を立証命題（基本命題）として認識する。そして、それを直接に立証可能な諸命題に翻訳（解明）し、それらを立証することを通じて、最終的に基本命題に対する判断を形成する。その際、この基本命題をいかに翻訳するかが問題となる。すなわち、監査意見にいかなる意味をもたせるかということである。

ここでは、財務諸表監査によって財務諸表が有していることを保証すべき質として、目的適合性と信頼性を想定している。したがって、この基本命題は、「財務諸表は、（社会的あるいは制度的に）要求される水準の目的適合性を有している」という命題と「財務諸表は、（社会的あるいは制度的に）要求される水準の信頼性を有している」という命題の2つの命題に翻訳されることになる。目的適合性に関する命題は、会計プロセスによって企業活動のどの側面が認識され、またどの側面が認識されないのかということに関係しており、信頼性に関する命題は、認識された企業活動の側面が会計プロセスを通じてどのように報告されているかに関係している。

財務諸表監査が財務諸表の目的適合性と信頼性とを保証すると考える場合において、それぞれの質の保証の具体的内容は、すべての監査対象について一様ではない。本論文では、目的適合性についての監査人の判断を、①目的適合性についての判断が必要とされない場合、②目的適合性に関して定量的判断が必要とされる場合、③目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合という3つのレベルにわけて検討し、③の場合における判断が最も複雑で困難なものであることを示した。

概念フレームワークが有効に機能しており、そのもとで会計基準が首尾一貫しあらゆる意味で完全な形で展開されていれば、監査人は財務諸表の会計基準への準拠性を確かめれば十分であるということになるが、実際にはそうっていない。そこでは、財務諸表利用者の意思決定モデルがほとんど明らかにされておらず、また経営者の行った認識に関する判断が適切なものであるかどうかを判断するのに十分なほど詳細で首尾一貫した会計基準は存在しないという問題が生じる。

会計基準の不完全性のために、監査人には意味論的判断と語用論的判断という2種類の判断が要求され、特に会計基準の性格との関係で、形式主義的会計基準のもとでは監査人は適切に判断を行うことができるが実質主義的会計基準のもとでは適切に判断を行うことができないことを示すとともに、現実には監査人に実質主義的会計基準のもとでの判断が要求される場合には、指針の提供による実質的な規定から形式的な規定への置き換えが生じることを指摘した。

4. 第Ⅱ部「イギリス監査制度の分析」

第Ⅱ部では、第Ⅰ部で展開した理論的枠組みに、イギリス監査制度におけるいくつかの監査問題を当てはめて考察する。

(1) 第4章「監査人の位置づけと役割」

本章では、第5章から第7章までの議論の前提としてイギリス監査制度の概要を理解するため、そこにおける監査人の位置づけとそこで要求される監査人の役割について、イギリス会社法と監査基準を手がかりとして検討している。具体的には、1985年、1989年会社法の規定を概観することにより、まず取締役のアカウントビリティの内容を明らかにし、続けて監査人の位置づけに関しては、その地位、適格性、選任・解任、権限、報酬について、さらに監査人の役割に関しては、計算書類、取締役報告書、会計記録、取締役の報酬・取締役および役員との取引について、その内容を明らかにし、加えて、監査基準において規定されている監査人の役割についても説明している。そこでは、その実質的側面よりもむしろ形式的側面に焦点を当てている。

(2) 第5章「内部統制の評価と財務諸表の質」

イギリス監査制度における内部統制の問題が、本論文において財務諸表監査が保証する質として測定した財務諸表の目的適合性および信頼性とどのように関係しているのかを明らかにすることが本章の課題である。

まず、内部統制の定義について、SAS 300における定義を、それ以前の定義と比較しながら検討した。その結果、SAS 300における定義は、統制手続よりも統制環境を重視した定義であることが示された。このことは、統制手続に加えて統制環境を含めるようになったという意味で内部統制概念が拡張されたといえると同時に、内部統制概念の重点が統制手続から統制環境に移ったことを意味している。このことは、内部統制に関して監査人が実施する手続についてのSAS 300の規定からもみてとれる。

次に、今日イギリスでも監査実施に関してリスク・アプローチが採用されていることから、その内容を概観した。そこでは、内部統制の評価は統制リスクの水準に反映される。そして、監査人の評価した固有リスクの水準と統制リスクの水準によって摘発リスクの水準が決定される。リスク・アプローチにおいては、統制リスクの水準の決定要因である内部統制の評価の結果は、摘発リスクの具体的な内容を構成する実証性手続に影響を与え、そこには一種の代替的な関係が成立していることから、実証性手続に焦点を当ててそれが立証する監査要点が財務諸表の目的適合性と信頼性とどのように関係しているかを検討した。ただし、その立証に当たって、すべての場合に目的適合性との関係が問題となるわけではなく、むしろそれを意識することは少ないことを指摘した。

そして、内部統制の評価が、実証性手続に関して設定された監査要点の立証と代替的であると解釈できることから、内部統制の評価も、目的適合性と信頼性の両方と同様の関係を有していると考えた。しかし、ある取引あるいは事象が生じた場合に、その目的適合的な側面を識別するとともにその側面を捕捉し、適切な処理を経て財務諸表において開示するためには、会計システムおよび内部統制システムに、いかなる側面が目的適合的なのかということが前もって組み込まれていなければならない、その観点からは、第3章で示した

目的適合性と信頼性の保証の具体的説明における③目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合に属する取引あるいは事象については、目的適合性に関する質的な判断が要求されるため、これを内部統制に組み込むことは困難であると結論づけた。

そして、こうした困難に対処するための方策と解釈できる内部統制の評価の位置づけに関する変化の兆し、特に、監査人による内部統制の有効性についての評価自体の報告を求める動きを取り上げて検討した。そのなかで、内部統制に関する監査人の報告が求められることが、次章で扱う不正の防止および発見と深くかかわっていることを明らかにした。内部統制概念の変化もこの文脈で理解できる。

(3) 第6章「不正に関する監査人の役割・責任」

本章は、不正にかかる監査問題を取り上げ、第3章において示した理論的枠組みとの関係においてそれを考察することを目的としている。すなわち、財務諸表の目的適合性と信頼性を保証することが財務諸表監査の基本的機能であるとの立場から、監査人の不正に関する役割および責任が財務諸表の質の保証とどのように関係しているのかを検討する。

本章では、まずはじめに、1995年に公表されたSAS 110「不正と誤謬(Fraud and error)」とSAS 120「法および規則の検討(Consideration of law and regulations)」の2つのSASの内容を検討することによって、そこで認識されている監査人の役割および責任を明らかにするとともに、SASにおける不正に関する監査人の役割および責任の特徴とその方向性を明確にするために、それ以前の監査基準との比較を行っている。そして、そこで明らかにされた役割および責任が、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とどのような関係を有しているのかを検討し、さらに、これらの不正に関する監査人の役割および責任のうち、財務諸表の質の保証とは直接に関係しないものを特定するとともにその意義を探った。

検討の結果、監査人は、不正の防止については責任を負わず、不正の発見についてはそれが重要な虚偽記載を財務諸表にもたらす場合にのみ責任を負うということ、すなわち、監査人の不正発見は、リスク・アプローチの枠組みにおいてのみ求められるということが明らかにされた。

このことは、不正の発見についても、前章で検討したリスク・アプローチの制約を受けることを意味している。すなわち、ここで財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能において扱われるのは、金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正のみであり、その他の不正についてはこの基本的機能とは別のところで扱われていることを指摘した。

そして、財務諸表監査の基本的機能では対象とされない、金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正以外の不正については、監査人による不正の報告責任を拡充するとともに、内部統制概念を拡大し、さらに取締役に対して内部統制についての一定の報告を求め、監査人もこの取締役による報告に関与することを要求するといった制度的な対応がなされていることを指摘した。

(4) 第7章「ゴーイング・コンサーン問題と財務諸表の目的適合性」

本章では、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を題材として、それが、財務諸表がTFVを示しているかどうかについての監査意見とどのような関係を有するのか、より具体的には、財務諸表監査が保証する目的適合性と信頼性という2つの質とどのような関係を有するのかを検討している。

まず、SAS 130「財務諸表におけるゴーイング・コンサーン基準(The going concern basis in financial statements)」におけるゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の取り扱いについて、実施される監査手続および監査報告書における監査人の対応の観点から検討し、これをイギリスにおける以前の監査基準と比較することによって、現行のゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の取り扱いの特徴を明らかにした。

そして、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題に対する監査報告書での監査人の対応のうち、①ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力に重大な疑義がある場合の「説明区分+無限定意見」、②財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーン基準を採用することが適切ではないと監査人が判断したにもかかわらずゴーイング・コンサーン基準で財務諸表が作成されている場合の「否定意見」、③財務諸表がゴーイング・コンサーン基準以外の基準で作成されており監査人が当該他の基準を適切であると判断した場合の「無限定意見」、という3つの対応に着目した。

これらのうち、②の場合の「否定意見」および③の場合の「無限定意見」という対応を財務諸表監査の立証プロセスにおいて考えると、「当該エンティティは、財務諸表の承認日から1年間、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力を有している」というゴーイング・コンサーンに関する命題が設定されなければならないことを主張した上で、このゴーイング・コンサーンに関する命題は、「財務諸表は、…TFVを示している」という基本命題の翻訳命題の1つである目的適合性に関する命題の下位に位置づけられることを示した。ゴーイング・コンサーンに関する命題を設定する必要性を主張する議論はすでに存在しているが、それに対しては、なぜそのような命題を明示的に認識しなければならないのかという批判があった。本章の議論は、ゴーイング・コンサーンに関する命題を目的適合性命題の下位に展開することで、そうした批判に対する1つの答えを提示した。

さらに、①の場合の「説明区分+無限定意見」という対応を、監査人が財務諸表の目的適合性を保証する際に直面する問題の観点から説明しようと試みた。すなわち、説明区分が利用者に対する注意喚起を目的とするものであることを確認し、それが何に対するどのような注意喚起であり、また監査人がなぜそれを行わなければならないのかを明らかにしようとした。そこでは、まず、ゴーイング・コンサーンに関する命題が高い蓋然性をもって肯定あるいは否定された場合以外の場合、すなわちこの2つのケースの間のグレーゾーンにある場合に、監査人は、財務諸表利用者の意思決定モデルが明示されていないという問題に直面し、ゴーイング・コンサーンに関する命題について何らかの結論に達しても、その結論に基づいていかなる前提を採用すべきなのかを判断できないことを主張した。そして、こうした問題に対処する手段として、説明区分を説明しようとした。つまり、監査人がゴーイング・コンサーンに関する命題について何らかの結論に達したが、その結論に基づいていかなる前提を採用することが適切なのかについて判断できない場合には、監査人は財務諸表の目的適合性についての仮定を置かざるを得ない。そして、こうした仮定を置いていることを利用者に伝える場として、監査報告書における説明区分を意味づけた。確かに、そのような観点からみた場合には、現行のSASで例示されている説明区分の記載内容はメッセージとしての問題を含んでいるが、監査人による情報提供がその基本的役割である財務諸表の質の保証と矛盾しない形で正当化されるのは、そのように考える場合だけである。

5. 第三部「監査制度の新展開」

第三部では、監査制度の新たな展開として、イギリスにおける監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与を取り上げるとともに、ここまでのイギリス監査制度についての考察に基づいて、わが国監査制度の現状と問題点、監査基準改訂への取り組み、今後に残された課題を明らかにしている。

(1) 第8章「財務諸表の質の保証に伴う問題への対処 — 監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与」

今日、監査人の役割は、財務諸表の質の保証を中心としながらも、多様化するとともに拡大する傾向にある。イギリスにおける監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与もその一例である。本章では、こうした監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与の動向を検討し、これまでの議論において識別された、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能を果たす際に伴う問題に対処するための方策としての位置づけを示す。具体的には、コーポレート・ガバナンスとの関係における内部統制の問題とゴーイング・コンサーンの問題およびそれらに関する報告の問題を検討する。

まずはじめに、1992年に公表されたキャドベリー委員会報告書において、内部統制およびゴーイング・コンサーンの問題がどのように位置づけられ、それについてどのような勧告がなされているかを明らかにするとともに、その後キャドベリー委員会報告書に伝える形で今日まで展開されてきているAPBによる指針および取締役のための指針の内容を年代順に検討している。

コーポレート・ガバナンスへの監査人の関与についての制度的対応は、今日、1999年にAPBによって公表された指針をもって一応固まったとみられる。そこでは、監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与は、取締役によるステートメントを前提として、それに対するレビューを行うという形をとっている。

内部統制に関連しては、取締役は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会による取締役のための指針に示された事項を開示しなければならない。そこでは、取締役に有効な内部統制の整備・運用がなされていることについての「宣誓」が求められていると考えられる。一方、監査人は、「内部統制」の評価ではなく、内部統制に関する取締役の「ステートメント」を評価することが求められている。財務諸表監査においては、監査人は、リスク・アプローチにおける統制リスクの水準を決定するために、「内部統制」の評価が求められている。しかし、そこには内部統制では扱えない取引あるいは事象が存在し得るという問題および金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正以外の不正を扱えないという問題がある。ここでは、内部統制自体についての評価を行い、その結果を外部の利害関係者に対して公表することを取締役に求めることにより、こうした財務諸表監査の遂行に伴う問題に対しても取締役は最善の取り組みを行うことを求めていると解することができる。そして、監査人には、そうした取締役のステートメントが根拠のあるものであることを確かめることが求められているのである。この意味において、監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与は、財務諸表監査に伴う上述の問題に対処する方策として位置づけられるのである。

また、ゴーイング・コンサーン問題に関しては、取締役は、事業がゴーイング・コンサーンである旨のステートメントを年次報告書の「営業および財務レビュー」に含めなければならない。他方、監査人は、SAS 130Iに準拠して実施した手続きに基づいて、取締役がそうした開示を行っており、そのステートメントが財務諸表監査において得た情報と矛盾していないかを報告する。ここでも、監査人が評価するのは、「ゴーイング・コンサーンの前提の妥当性」ではなく、それについての取締役の「ステートメント」である。

当然のことながら、そもそも財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーンの前提を採用することを決定するのは取締役である。取締役にそうした決定の裏づけを開示するよう要求することは、財務諸表作成の前提の妥当性を取締役に説明することを要求していることに他ならない。取締役によるこの点の説明は、監査人が財務諸表監査において判断することが難しい領域についてのものであり、その意味において、監査人の判断を補うものと位置づけることができる。

ここでの議論を第5章から第7章までの議論とあわせて考えると、イギリスにおいては、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能を遂行する際に監査人が直面する問題に対処するために、いくつかの制度的手当てがなされていることがわかる。

(2) 第9章「わが国監査制度の分析」

本章では、本論文の締め括りとして、これまでの議論を踏まえて、内部統制、不正およびゴーイング・コンサーンに関するわが国監査制度の現状と問題点、さらには現在行われている「監査基準」の改訂とそれに残された課題を検討している。

まず、内部統制に関しては、内部統制概念が「監査基準」において明示されておらず、監査基準委員会報告書において示されている内部統制概念は統制手続を中心とした低いレベルの統制に重点が置かれていること、リスク・アプローチの内容が「監査基準」において明らかにされていないこと、監査基準委員会報告書の構成がリスク・アプローチの考え方と論理的にずれていること、という3つの問題点を指摘した。「意見書(公開草案)」は、これらの問題点を解決するものとして十分な内容を有していると評価できる。

ただし、第5章で識別したリスク・アプローチに伴う問題すなわちリスク・アプローチにおける重要性は金額的な重要性のみであり質的な重要性は扱えないという問題や財務諸表の目的適合性に関して質的な判断を求められる場合に内部統制の評価の枠内ではこれを扱えないという問題は依然として残されている。

不正に関しては、現行の「監査基準」においては一切規定がないという問題と監査人による不正の報告の問題を指摘した。「意見書(公開草案)」では、不正および違法行為の発見責任を、財務諸表における重要な虚偽の表示の点から規定している。現状ではそもそも規定がないため、こうした規定が置かれること自体大きな前進であり、内容的にも不正発見責任に関するかぎりイギリスと同様にリスク・アプローチの枠内で認められており、これらの点で「意見書(公開草案)」の内容は評価できる。

ただし、不正の報告責任については課題が残されている。不正を発見した場合、監査人は経営者等に報告しなければならないとしている。しかし、イギリスの場合とは異なり、特に第三者への報告については何らその責任を認めていない。イギリスにおける報告責任の拡充は、リスク・アプローチにおいては財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす不正しか対象とし得ないという問題への対処策であると考えられる。この点が「意見書(公開草案)」においては扱われていない。

最後に、ゴーイング・コンサーン問題に関して、現行の監査制度においては、この問題を扱う規定は一切なく、実務では監査報告書に含められる特記事項でこれに対応しているが、そうした特記事項での対応には問

題があるといわざるを得ない。「意見書(公開草案)」では、この特記事項を廃止するとともに、ゴーイング・コンサーン問題に関する規定を新たに設けている。

そこでは、監査報告書における監査人の対応の1つに、ゴーイング・コンサーンの前提が適切ではない場合の「不適正意見」が規定されている。しかし、ゴーイング・コンサーンの前提が成立しない場合に何らかの他の前提で財務諸表が作成されており監査人が当該他の前提を適切であると判断した場合についての対応は「意見書(公開草案)」のなかには存在しない。この2つの対応は相互に関連しており、いわば表裏の関係にあるものである。論理的整合性を考えるならば、ゴーイング・コンサーンの前提以外の前提で財務諸表が作成される場合の対応についても規定すべきである。

ゴーイング・コンサーンとして存続する能力に疑義がある場合に「無限定適正意見+追記情報」という対応が規定されているが、この追記情報は、財務諸表が適正であるとの判断に関して説明を付す必要がある事項に該当する。監査人が情報提供を行うことの論理を十分に理解すれば、この改訂「監査基準」のもとで財務諸表の質の保証という基本的役割と矛盾しない形で情報提供を行うことは可能である。

「意見書(公開草案)」は、会計事象や取引の実態を適切に反映するような会計方針が選択され適用されているかどうかについても評価することを求めているが、これは、会計基準からの離脱は認めず、そのなかでの実質判断を求めるものである。この考え方に対しては、いくつかの問題あるいは課題が指摘できる。まず第1に、経済的な実態あるいは実質とは何かということがまったく考慮されていない。第2に、この問題は、会計規制のあり方と密接に関係しているのであるが、この点が見落とされている。第3に、わが国で離脱容認規定を設けるのは時期尚早であるとの指摘が企業会計審議会の審議においてなされている。会計基準からの離脱規定を設けるためには、監査人が離脱について判断するための、会計基準の上位に位置づけられる何らかの規範が必要である。財務諸表監査の観点からもまた概念フレームワークの構築が求められるのである。

こうした検討から、全体としてみた場合、提案されている改訂「監査基準」自体は、現行の監査制度が抱える問題の多くを解決するものであると評価できる。しかし一方で、監査制度について、あるいは監査制度を含めたディスクロージャー制度について、さらに検討しなければならないいくつかの課題が残されていることが明らかとなった。

その1つが、わが国における財務報告にかかる概念フレームワークの必要性の問題であり、もう1つが、第8章で論じたような、内部統制およびゴーイング・コンサーンについて取締役に一定の言明を要求し、監査人にはその言明についての報告を求めるといった開示制度の構築の問題である。財務諸表監査の有効性を高めるという観点からみた場合、特に後者の問題は重要である。

財務諸表監査の実施に当たって監査人はさまざまな困難に直面する。そして、その困難が不可避のものであるとするならば、それを補完する何らかの制度的手当が必要である。今後、わが国でもこうした問題が顕在化する可能性は十分にある。その際に、イギリスにおける制度上の対応は、1つの先例として参考にならう。